

兵 庫 労 働 局 発 表
令 和 7 年 8 月 28 日

報 道 関 係 者 各 位

[照 会 先]
兵庫労働局労働基準部健康課
課 長 高石康子
労働衛生専門官 岸本昌一
健 康 主 任 古川浩司
直通電話 (078) 367-9153

令和7年度 全国労働衛生週間の実施について

本 週 間 10月1日 ~ 10月 7日

準備期間 9月1日 ~ 9月 30日

【スローガン】

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回目を迎えます。

兵庫労働局（局長 金成真一）は、全国労働衛生週間に際し、兵庫県内の事業場における自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、本週間中の 10月7日（火） に「治療と仕事の両立支援」セミナーを開催（詳細は裏面3参照）するほか、その準備期間である9月に、以下1及び2の取組を実施します。

1 職場の健康診断実施強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、**健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取等の事後措置、医療保険者への健康診断結果の提供（コラボヘルス）等について、重点的に周知啓発指導を行います。**

2 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「粉じん障害総合防止対策推進強化月間」と位置づけ、**局所排気装置の適切な稼働、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等、職場における粉じん障害防止対策の徹底を図ります。**

3 「治療と仕事の両立支援」セミナー（10月）

治療方法の進歩に加え、労働者の高齢化が進むことが見込まれる中、事業場において、疾病を抱えながら働く労働者の「治療と仕事の両立支援」への対応が、今後さらに必要となることが想定されます。その後押しとなるべく、労働施策総合推進法の改正により、「治療と仕事の両立支援が企業の努力義務」となります（令和8年4月1日施行）。

以上のような背景も踏まえ、全国労働衛生週間期間中に、**兵庫県地域両立支援推進チーム**（事務局：兵庫労働局健康課）の主催により、「治療と仕事の両立支援」に取り組もうとする企業の方に向けたセミナーを開催します。

「治療と仕事の両立支援」セミナー 概要

日 時：令和7年10月7日（火）14時00分～16時15分

会 場：クリスタルホール（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー3階）

内 容：治療と仕事の両立支援について～疾病を抱えた労働者のサポートについて～

講演：社会保険労務士 伊藤貴志氏

『これから始める治療と仕事の両立支援

～“治療しながら働く”を支えるために～』

事例発表：株式会社イボキン

『やってよかった両立支援の環境整備』

参加費：無 料

定 員：100名（受付サイトでの申し込み、先着順）



【申込ページ】

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/search?br_i_flag=2&labor_code=028

※より多くの方々に「治療と仕事の両立支援」について知っていただくため、積極的な取材・発信にご協力をお願いします。取材いただける場合は、お手数ですが、開催日の5日前までに兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。

＜別添資料＞

- 1 リーフレット「第76回全国労働衛生週間」（当局版）
 - 2 令和7年度全国労働衛生週間実施要綱（本省）
 - 3 リーフレット「職場の健康診断実施強化月間」（当局版）
 - 4 リーフレット「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（当局版）
 - 5 リーフレット「治療と仕事の両立支援」セミナー案内
- 参考 兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！関係資料

第76回 全国労働衛生週間

令和7年10月1日(水)～7日(火) [準備期間：9月1日～30日]

兵庫労働局では、令和5年度を初年度とする**兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画**を策定し、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」等、8つの重点事項を定め、労働災害の防止や働く人の健康保持・増進のために取組んでいます。

全国労働衛生週間は、事業場における**労働衛生意識を高め、自主的な職場の労働衛生管理活動を促す**ための強化期間です。

事業場においては、準備期間と本週間の取組を通じて、**こころとからだの健康職場を実現**しましょう！

第76回 全国労働衛生週間スローガン

**ワーク・ライフ・バランス
に意識を向けて**

ストレスチェックで健康職場

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

以下の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

本週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

[詳しくはこちら]

主唱	厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛	建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和6年度には1,296件となつておらず、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度(自律的管理)が令和6年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死者数が3年連続で30人を超えていた状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業者への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- (イ)「労働者的心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
 - i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用
- (ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
 - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
 - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用

した職場環境改善の取組の推進

- d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と

仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーターの活用
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ) 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

- a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(キ) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
- d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾患有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

(ク) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

(ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

(コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート (SDS) 交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
- b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
- c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
- f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

(サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの

対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時に就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強

化について」（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実（総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む）とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月 1 回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」（9 月 1 日～9 月 30 日）を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事

項

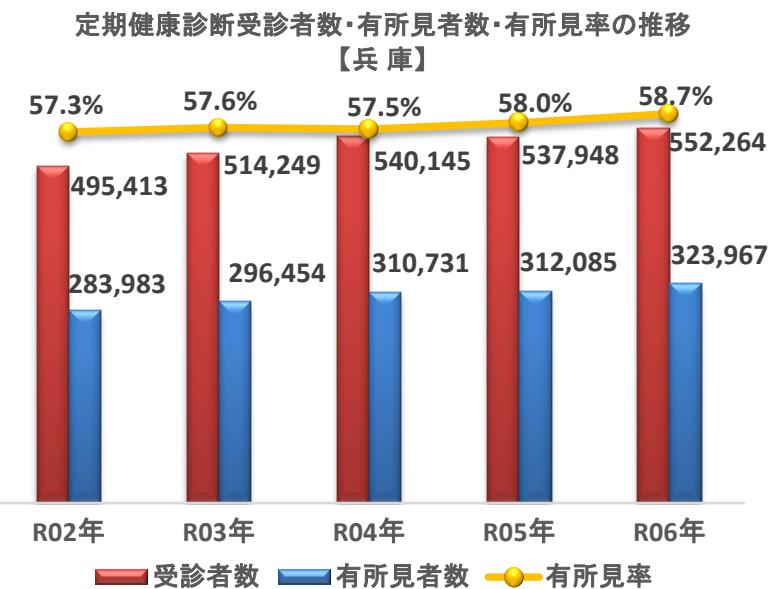
- エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

職場の健康診断実施強化月間

実施期間 令和7年9月1日～30日

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から、**全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け**、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。

各事業場におかれましては、**健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施していただきますようお願いします。**



重点事項

● 健康診断の実施

労働安全衛生法に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しましょう。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けましょう。

● 健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置について意見聴取（通常勤務、就業制限、要休業等）を行う必要があります。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ労働者の健康保持増進を図る必要があります。

● 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導（日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査・精密検査の受診勧奨治療の受診勧奨等）を受けさせるよう努めましょう。

● 医療保険者と連携した健康保持増進（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づき、医療保険者から、労働安全衛生法に基づく労働者の定期健康診断結果を求められた際には、健康診断結果を医療保険者に提供しましょう。

医療保険者と積極的に連携し、労働者の健康づくりを効果的・効率的に進めましょう。

粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間 令和7年9月1日～9月30日

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、9次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

当局では、一昨年6月に「**兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（令和5年度から令和9年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置」を示すとともに、**毎年9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」**と定め、より一層の対策の徹底を推進しています。

重点事項

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ じん肺健康診断の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

**『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と
自主的な粉じん障害防止対策の取組を！』**

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- ◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底及び保守管理の推進
- ◆粉じん保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- ◆電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- ◆作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- ◆「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ◆元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施



3 じん肺健康診断の着実な実施

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理 2 又は 3 の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ◆局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- ◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆作業環境測定の実施、特別教育の徹底、たい積粉じん対策及び健康管理対策の推進

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	<ul style="list-style-type: none">★会員事業場に対する「講すべき措置」等の周知★講習会・セミナーの開催★月間中のパトロールの実施	<ul style="list-style-type: none">★「粉じん対策の日」の設定★じん肺健診の実施★労働衛生教育の実施
呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	<ul style="list-style-type: none">★労働者や一人親方を含む関係請負人への法令の各規定に定める措置の周知に関する要請★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	<ul style="list-style-type: none">★着用の必要性に関する教育の実施★粉じん保護具着用管理責任者による着用管理★電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
すい道等建設工事における粉じん対策	<ul style="list-style-type: none">★「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版すい道等建設工事における換気技術指針」の周知	<ul style="list-style-type: none">★「ガイドライン」に基づく対策の徹底★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
じん肺健康診断の着実な実施	<ul style="list-style-type: none">★「じん肺健康診断結果証明書」の適正な作成に関する要請	<ul style="list-style-type: none">★職歴・作業歴の確実な記入などの健診記録の適正な作成と保存★じん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底
離職後の健康管理の推進	<ul style="list-style-type: none">★健康管理手帳交付申請制度の周知	<ul style="list-style-type: none">★管理 2 または管理 3 の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ
アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策	<ul style="list-style-type: none">★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の周知	<ul style="list-style-type: none">★局所排気装置等による作業環境の改善★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底★特定粉じん作業への対策

令和 7 年度全国労働衛生週間スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」

【詳しくは
こちら】





「治療と仕事の両立支援セミナー」 のご案内

主催：兵庫県地域両立支援推進チーム

治療方法の進歩に加え、労働者の高齢化が進むことが見込まれる中、事業場において、疾病を抱えながら働く労働者の「治療と仕事の両立支援」への対応が、今後さらに必要となることが想定されます。その後押しとなるべく、労働施策総合推進法の改正により、「**治療と仕事の両立支援が企業の努力義務**」となります（令和8年4月1日施行）。

本セミナーは、「治療と仕事の両立支援」に取り組もうとする企業の方に向けた内容となっております。実際に取組んでおられる企業による事例発表もありますので、ぜひご参加ください。

日 時：令和7年10月7日（火） | 14時00分～16時15分

会 場：クリスタルホール（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー3階）

内 容：治療と仕事の両立支援について～疾病を抱えた労働者のサポートについて～

講 演：社会保険労務士 伊藤貴志氏

『これから始める治療と仕事の両立支援

～“治療しながら働く”を支えるために～』

事例発表：株式会社イボキン

『やってよかった両立支援の環境整備』

参加費：無料

定 員：100名（受付サイトでの申し込み、先着順）



▲ 神戸クリスタルタワー アクセス

本セミナーにご参加希望の場合は、以下のページよりお申し込みください。
(二次元コードからもアクセス可能ですので、ご利用ください。)

兵庫労働局

兵庫労働局 説明会一覧



[https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/
search?bri_flag=2&labor_code=028](https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/search?bri_flag=2&labor_code=028)

お申し込みは
こちら



兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！

計画期間

推進チームの取組計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

計画の目標

5年間の目標は、次のとおりとする。

- (1) 県内に広く両立支援の気運の醸成を図る。
- (2) 両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の県内企業、特に中小企業への浸透を図る。
- (3) 医療機関等において両立支援に係る相談があった場合、各相談支援機関との連携が円滑にできるよう連携スキームを確立し、運用を図る。

各年度の取組

「兵庫県地域両立支援推進チーム 各年度の取組」のとおり。

施行

本計画は、令和4年3月16日から施行する。



兵庫県地域両立支援推進チーム各年度の取組

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 好事例の収集、各種支援策の周知	(通年) 職場の取組・医療機関の支援等の好事例の収集、各種支援策の周知	(推進チームにおいて、好事例の収集方法等について具体的に検討する) (推進チームにおいて、各種支援策の周知方法等について具体的に検討する)		(可能であれば、県内事業場の取組及び医療機関の支援事例集を作成・配布し、周知に活用する)	作成したリーフレット等周知方法の検討・見直し
2 ガイドライン及びマニュアルの周知	(推進チームにおいて、右記取組を具体的に検討する)	県内各地で企業の担当者等を対象にガイドライン及びマニュアルに関する説明会等を開催する ガイドライン及びマニュアルの周知を目的としたわかりやすいリーフレットの作成・配布		作成したリーフレットの内容・周知方法の検討・見直し	
3 両立支援の相談連携	(推進チームにおいて、右記取組を具体的に検討する)	構成員、協力医療機関（兵庫県内の地域がん診療連携拠点病院等）等の支援の流れ図（情報提供体制）を作成し、共有・運用する		分科会において運用結果を確認し、必要により改善を図る	

兵庫県地域両立支援推進チーム作業部会設置要領

1 目的等

治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）の気運の醸成を図るため、兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）に基づき、両立支援を効果的に進め、より積極的に展開させるに当たって、兵庫県地域両立支援推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、構成員が多く、特定の実施事項について詳細な検討を行うことが困難であることから、推進チーム内に作業部会（ワーキンググループ）を設置する。

2 作業部会の名称等

各作業部会の名称、取組内容及び主な検討・実施事項は次のとおりとする。

名 称	取組内容 (アクションプラン)	検討・実施事項 (作業部会)
好事例集作成部会	好事例等の収集、周知	事例集の作成、配布
イベント・セミナー 作業部会	ガイドライン及びマニュアルの周知	イベント、セミナーの企画、開催、運営
相談支援機関分科会	両立支援の相談連携	相談対応における連携スキームの運用

3 作業部会

- (1) 推進チームの構成員は、上記2の作業部会に所属し、各作業部会で1名以上の幹事を選出する。
- (2) 幹事は、事務局の推薦により作業部会員の承認を得て選出し、作業部会の実施・検討事項のとりまとめ、推進チームへの報告、事務局との連絡調整を行う。

4 作業部会の開催

作業部会は、必要に応じて幹事が招集し、参考又は書面により開催する。

なお、作業部会において決定した事項については、推進チームへ報告しなければならない。

5 作業部会での具体的な検討・実施事項

各作業部会の具体的な検討・実施事項は次のとおりとする。

(1) 好事例集作成部会

- ア 好事例等の収集方法に関する検討
- イ 医療機関における支援事例の収集
- ウ 支援に携わった事業場の好事例等について、事業場の了承を得た上で行う取材又は報告依頼による収集
- エ 事例集の構成等に関する検討及び原稿の作成
- オ 事例集を関係団体、事業場、医療機関等へ配布する方法の検討

(2) イベント・セミナー作業部会

- ア ガイドライン及びマニュアルに関する説明会の開催方法（単独開催又は他のイベントやセミナーでの説明時間の確保等）の検討及び企画、開催、運営
- イ 説明会で使用する資料、説明者等の検討
- ウ 推進チームの構成員が実施するイベント、セミナー、講習会等の行事について、説明時間の確保又は広報資料の配布を依頼する等、行事予定の共有を図るための方法の検討

(3) 相談支援機関分科会

- ア 両立支援に係る相談対応において、各相談支援機関との連携を円滑にするための相談連携スキーム（方策）の確立と運用
- イ 治療と仕事に関する支援、相談内容に応じた支援先のフロー図（推進チーム内の連携図）の作成によるネットワークの形成
- ウ 相談窓口の支援連携に係る各相談支援機関の役割分担、連絡先一覧の更新

6 事務局

作業部会の事務局は、兵庫労働局労働基準部健康課に置く。

兵庫県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 設置目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、兵庫県下における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は、「兵庫県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成

構成員の属する各機関は、以下のものとする。

- (1) 兵庫県経営者協会
- (2) 日本労働組合総連合会兵庫県連合会
- (3) 一般社団法人兵庫県医師会
- (4) 兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課
- (5) 兵庫県保健医療部健康増進課
- (6) 兵庫県立がんセンター がん相談支援センター
- (7) 独立行政法人労働者健康安全機構

兵庫産業保健総合支援センター

- (8) 独立行政法人労働者健康安全機構
関西労災病院治療就労両立支援センター
- (9) 独立行政法人労働者健康安全機構
神戸労災病院治療就労両立支援部

兵庫県社会保険労務士会

公益社団法人日本医療社会福祉協会

兵庫県医療ソーシャルワーカー協会

一般社団法人日本産業カウンセラー協会

関西支部兵庫事務所

特定非営利活動法人日本キャリア開発協会

一般社団法人兵庫労働基準連合会

神戸市健康局健康企画課

神戸大学医学部附属病院 患者支援センター

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

ひょうご若年性認知症支援センター権利擁護センター

兵庫労働局職業安定部職業安定課

神戸公共職業安定所

明石公共職業安定所

兵庫労働局労働基準部健康課

4 議事等

「兵庫県地域両立支援推進チーム」においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- (1) 両立支援に係る構成員又は構成員の属する各機関（以下「各機関等」という。）の取組の実施状況の共有
- (2) 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧作成及び更新
- (4) 両立支援を促進するための各機関等が連携した取組
- (5) 兵庫における好事例の収集
- (6) 兵庫における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- (7) 兵庫における企業向けリーフレット及び患者向けリーフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて一般国民の理解のために広く自治体窓口等にも配布することを想定したもの。）の作成及び更新
- (8) 両立支援ガイドラインや兵庫版リーフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- (9) 兵庫労働局及び兵庫産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (10) 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証
- (11) 兵庫独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催及び協力
- (12) その他推進チームの活動、運営に関する事項

5 設置期間

平成29年度から5年間に引き続き、令和4年度から5年間とする。

その後の継続については、「兵庫県地域両立支援推進チーム」で協議の上、決定する。

6 本協議会の事務局は、兵庫労働局労働基準部健康課に置く。

7 本要綱は、平成29年10月18日から施行する。

令和元年9月18日から一部改定する。

令和4年3月16日から一部改定する。